

令和4年12月23日

工事請負契約における単品スライド条項の適用について

中央区では、最近の鋼材や原油価格等の上昇による建設資材の高騰を踏まえ、工事請負契約書第21条第6項の「単品スライド条項」について、下記のとおり適用することといたしました。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 対象資材 | (1) 鋼材
(2) 燃料油
(3) その他の資材
(価格の上昇要因が明確であると区が認めた材料) |
| 2 発注者負担 | 対象資材の価格上昇に伴う増額部分のうち
対象工事費の1%を超える額 |
| 3 適用日 | 令和4年12月1日 |
| 4 主な運用事項 | 別紙「単品スライド条項の運用について（ポイント）」のとおり |

※ 単品スライド条項とは、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、契約金額が不適当となった場合に、契約金額の変更を可能とするものです。

【問合せ先】

中央区総務部経理課契約係
TEL 03-3546-5258

単品スライド条項の運用について（ポイント）

1 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

「鋼材類」(H型鋼、異形棒鋼、厚板等)

「燃料油」(ガソリン、軽油、混合油、重油)

【スライド適用の対象工事】

適用日時点で継続中の工事

対象資材の価格上昇に伴う増額部分が、請負金額の1%を超える工事

2 スライド条項の適用手続

受注者からの請求に基づき、区が確認する。

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2か月前までに請求 → 工期末に契約変更

(2) 証明書類の提出(必須)

受注者は、受注者が実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先及び搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

3 スライド額の計算で用いる単価

「鋼材類」 変更前の単価は、設計時の単価

変更後の単価は、現場に搬入された月の実勢価格

「燃料油」 変更前の単価は、設計時の単価

変更後の単価は、現場に搬入された月の実勢価格

4 スライド額の計算で用いる対象数量

設計図書に記載された数量

5 スライド額（S）の計算

「鋼材類」 {搬入月の実勢価格－設計時点での単価} × 対象数量

+) 「燃料油」 {搬入月の実勢価格－設計時点での単価} × 対象数量

-) スライド前の請負金額の1%相当額

スライド額（S）

※ 上記算式は、鋼材類及び燃料油がそれぞれ1%を超え、双方が対象となった場合であり、個別に1%を超えない場合は、その資材は適用されない。

6 鋼材類又は燃料油以外の材料

鋼材類又は燃料油以外であって、価格上昇要因が明確であると区が認めた材料については、その品目の特性に合わせ、品目ごとに鋼材類又は燃料油に準ずるものとする。なお、対象となる材料及び数量は、設計図書に記載されたものとする。

7 その他

- (1) 部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項は適用しない。
- (2) 請求に当たっては、工事主管課と十分に協議すること。